

○議長（茅沼隆文）

日程第５ 議案第５号 開成町職員の育児休業等に関する条例及び開成町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成２８年法律第９５号）の施行に伴い、所有の改正をしたいので、開成町職員の育児休業等に関する条例及び開成町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

細部説明を担当課長に求めます。

総務課長。

○総務課長（山口哲也）

それでは、議案を朗読いたします。

議案第５号 開成町職員の育児休業等に関する条例及び開成町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町職員の育児休業等に関する条例を及び開成町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第９６条第１項の規定により、議会に議決を求める。

平成２９年３月７日提出、開成町長、府川裕一。

まず、改正の概要等について御説明申しあげます。今回の条例改正は、法律改正に伴うものであり、育児または介護を行う地方公務員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にすることを目的としたものであり、民間労働法制や国家公務員に係る関連法の改正を踏まえ、国家公務員に準じた改正を行うものでございます。

主な内容は３点ございます。まず、介護の分割休業です。介護休暇を３回に分割して取得できるとするものです。３回とされたのは、介護のために、１週間以上連続して仕事を休んだ経験がある者が、仕事を休んだ回数の実績が３回までであるということが約９割を占めるということ。また、要介護状態が生じた際の介護体制を介護の初期、中期、終期、それぞれに対応できるようにするという観点によることからとされております。

次に、介護のための所定労働時間の短縮措置です。具体的には、連続する３年の期間内において、介護のため、１日につき、２時間の範囲内で勤務しないことができることとする制度を設けるものです。３年としたのは、主たる介護者の平均在宅介護期間が約３４カ月であること。介護離職の約８割が、介護開始から３年までの間に生じ

ていることによります。

三つ目といたしましては、育児休業等の対象となる子の範囲の拡大です。

具体的には、その範囲に特別養子縁組の看護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子を加えるものでございます。つまり、法律上の親子関係がある子に限られている育児休業の対象となる子について、法律上の親子関係に準じると言えるような関係にある子にも拡大することになります。

ここからは用語の御説明を申し上げます。特別養子縁組とは、民法に基づき、原則として6歳未満の未成年者の福祉のため、特に必要があるときに、家庭裁判所の審判による養子となる者とその実の親側との法律上の親族関係を消滅させ、養親、養い親です。養子関係を成立させる養子縁組であります。

養子縁組、里親とは、要保護児童を養育することを希望する者であって、養子縁組によって、養親となることを希望する者のうち、都道府県知事が児童を委託する者として適当と認める里親を言います。どちらも現在のところ、開成町職員での適用はありませんが、法改正の趣旨に沿って、制度として整えるものでございます。

それでは、1ページおめくりください。

開成町条例第 号 開成町職員の育児休業等に関する条例及び開成町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

開成町職員の育児休業等に関する条例の一部改正。

第1条、開成町職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。右側が改正前、左側が改正後になります。

まず第2条です。この範囲を育児休業法第2条第1項に規定する。先程、御説明いたしました、子とすることを定めるものでございます。

1ページおめくりください。第2条の2です。こちらもこの範囲を広げるものです。前条以外でも、児童福祉法に定める養育里親である、職員に委託されているこれについても、この範囲に含めるものでございます。

続いて第3条です。本町では例外的に育児休業を承認できる場合を定めております。第1号、第2号の規定も、この範囲を拡大することに伴う改正でございます。

続きまして、3ページをご覧ください。こちらもこの範囲を改正するに伴う改正です。本条例は、例外的に育児短時間勤務を承認する場合を規定するものとなっております。

続きまして、4ページをお開きください。第21条になります。こちらは部分休業についての規定になります。現在は、育児休暇時間がありますが、これに介護時間を加えるものでございます。

続きまして、5ページをご覧ください。開成町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正、第2条開成町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

第8条の2です。育児、または介護を行う職員の早出、遅出勤務について、対象の子の範囲を広げるものです。

また、事業と同様に、日常生活を営むのに支障があるものという表現を要介護者に改めるものでございます。

続きまして、7ページになります。

第11条は休暇の種類を定めるものです。ここに介護時間を加えるものです

続きまして、第15条になります。介護休暇について定めるものです。1の要介護状態ごとに、3回を超えず、かつ合計で6月を超えない範囲内で、分割取得ができるようにするものです。

第15条の2になります。こちらは介護時間について定めるものです。日常的な介護ニーズに対応するため、職員が介護のため、勤務しないことが相当と認められる場合、連続する3年以内、1日につき2時間以下で介護時間を取得することができるものです。

8ページをお開きください。開成町職員の育児休業等に関する条例の一部改正。第3条、開成町職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

こちらにつきましましては、児童福祉法等の一部を改正する法律により、養子縁組、里親の法定化、条項が整理されたことに伴い、運用条項の改正を行うものでございます。

続きまして、9ページになります。開成町職員の勤務時間・休暇等に関する条例の一部改正。第4条、開成町職員の勤務時間・休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を、同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。こちらにつきましても、児童福祉法等の一部を改正する法律により、養子縁組里親の法定化、条項の整理がされたことに伴う引用条項の改正を行うものです。

10ページをご覧ください。附則になります。

施行日は、公布の日とし、適用を平成29年1月1日としたものです。なお、第3条及び第4条につきましましては、児童福祉法の施行日は、平成29年4月1日であるため、施行日を平成29年4月1日とするものでございます。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

11番、菊川議員。

○11番（菊川敬人）

11番、菊川です。ちょっと文言が難しくて、解読できないところがありますので、お伺いいたします。

今回の条例改正については、働きながら育児や介護がしやすい環境整備をさらに進

めるため、民間及び人事院勧告等を踏まえ、国家公務員に係る規定の改定内容に準じて、地方公務員の育児支援、介護支援に係る規定の改定がこなされているわけですが、先程、大きく三つ変わりましたよという説明がありました。その中で、まずは5ページのところの確認をさせていただきたいと思います。

下線で示してあります下のところで、当該職員が養子縁組によって、養子となることを希望している者、その他、これに準ずる者と記載がございます。これは今後、将来的に養子縁組を考えている。養子縁組をするつもりだよというところの考えでよろしいのでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

総務課長。

○総務課長（山口哲也）

それでは、菊川議員の御質問にお答えいたします。今回は、法律上の親子関係がある子から法律上の親子関係に準ずると言えるような関係にある子に拡大するものということでありまして、今、議員御指摘のように、将来的にそういったことになり得るということであれば、対象となるということになります。

○議長（茅沼隆文）

菊川議員。

○11番（菊川敬人）

それでは、あと7ページのところで、第15条で、これは大きく今回変わった部分の、3回に分けて取得できるということになったわけですが、ここの取得できる日数については、以前は93日だったと思うのですが、その日数については、変わりはないのでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

総務課長。

○総務課長（山口哲也）

それでは、菊川議員御質問にお答えいたします。

まず、介護休業と介護休暇というもの、同じような言葉ですが、2種類ございます。ただいま議員がお話になった、93日というのは、介護休業と言われるものでございまして、我々公務員でいえば、共済組合から要は手当が、介護休業中、無給になりますので、手当を受けることができるのが、最大93日というものがございます。

一方で介護休暇、無給ですが、6月を超えない範囲内と定まっていますので、最大6カ月とお考えいただければと思います。

○議長（茅沼隆文）

菊川議員。

○11番（菊川敬人）

それでは、もう一つお伺いいたします。今回の改正の中で、非常勤職員に関する要件の緩和等があったかなと思うのですが、その部分については、この条例の中で、どう担保されているのでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

総務課長。

○総務課長（山口哲也）

それでは、御説明を申しあげます。介護休業の関係、非常勤職員の関係はどうなるのかという御質問かと思えます。

まず、今回の改正につきましては、開成町職員ということを対象にしております。非常勤職員につきましては、現在のところ、想定はないとはいえ、今後、制度上は整備していくというつもりでおりますが、今回は、開成町職員を対象とさせていただいております。

○議長（茅沼隆文）

佐々木議員。

○1番（佐々木昇）

1番、佐々木昇です。私もちょっと確認、自分でし切れなかったところがありまして、お聞きしたいのですけれども、何点か、各章で出てくる文言で、公務の運営に支障がある場合というのがあるのですけれども、これは国、県あたりの例規的なところでも使われていますけれども、この辺は具体的にどのような場合を指しているのか。お聞かせください。

○議長（茅沼隆文）

総務課長。

○総務課長（山口哲也）

それでは、佐々木議員の御質問にお答えいたします。公務に支障があるという、これは現実的には、なかなか適用したということとはございません。例えば、職員が5名の課であって、4名が例えば休んでしまうと、そういう場合、実際、課として機能はしない。仕事が進まないとか、そういったことは可能性としてはありますが、今までこういったことで休暇を認めていないということとはございません。

○議長（茅沼隆文）

佐々木議員。

○1番（佐々木昇）

この辺の決定というのは、その状況に応じた中で、町長がそういう決定を下せるところでよろしいのでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

総務課長。

○総務課長（山口哲也）

まさに議員がおっしゃるとおり、任命権者の判断ということになります。

○議長（茅沼隆文）

いいですか。ほかに質疑ございませんか。

山田議員。

○2番（山田貴弘）

2 番、山田貴弘です。今回の条例改正については、中身については問題ないと理解しているところなんですけど、それに伴う中で、準ずる規則とか、別紙に掲げている様式、要は届け出の部分ですね。そこら辺の変更がされていると思うのですが、ここら辺を見させてもらおうと、複雑で休暇をとるにあたって、プレッシャーというか、記入するのに、ちょっとハードルが高いのかなというのは見られるのですよ。そこら辺について、職員からもう少し簡素にできないかとか、そういう声があるのかどうか。そこら辺を聞きたいなと。

○議長（茅沼隆文）

総務課長。

○総務課長（山口哲也）

それでは、山田議員の御質問にお答えいたします。現在、規則というのは、規則（案）として定めているものなんですけれども、今のところ、こういった様式的なことで休暇が取りにくいという声は聞いてはおりません。今、多様な働き方によって、仕事できるようにと、そういう環境づくりという面では、また今後配慮してまいりたいと思っております。

○議長（茅沼隆文）

山田議員。

○2 番（山田貴弘）

2 番、山田貴弘です。あと 1 点、様式の中で 2 号様式か。届け出の部分で、これは改正後、改正前というので示されているのですか、これはどこが変わったのかというのが分からないのですけれども、そこを教えてください。

○議長（茅沼隆文）

総務課長。

○総務課長（山口哲也）

それでは、山田議員の御質問にお答えいたします。改正前に介護時間が載ってしまっているので、どこが変わったのか、という御質問かと思えます。改正前の介護時間というのを削らせていただいて、訂正をさせていただければと思います。介護時間を新たに申請書に加えるというものでございます。

以上になります。

○議長（茅沼隆文）

ほかに、菊川議員。

○1 1 番（菊川敬人）

1 1 番、菊川です。もう一点お伺いいたします。有給休暇の場合は、半日取得とかとあるのですが、この介護休暇については、半日取得した場合は時間でやるのでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

総務課長。

○総務課長（山口哲也）

それでは、菊川議員の御質問にお答えいたします。

基本的に特別休暇については時間単位というものが原則となっておりますので、介護休暇につきましても、そのような対応になっているかと。

○議長（茅沼隆文）

いいですか。ほかに質疑ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

では、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、討論を行います。

討論がある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

討論がないようですので、採決をいたします。

議案第5号 開成町職員の育児休業等に関する条例及び開成町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（茅沼隆文）

着席ください。起立全員によって、可決いたしました。